

# 水道使用承認 給水装置工事承認 排水設備等確認 申請書

（宛先）江別市水道事業管理者 令和 年 月 日

下記のとおり関係書類を添えて申請  
します。私（申請者）は、工事の申請  
及びその他工事手続きに関する一切の  
ことについて下記指定工事業者に委任  
いたします。

申請者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	Ⓜ

受付月日	令和 年 月 日	建築確認番号	水柱番号										
番号	NO ー	第 号	予定工期	自 令和 年 月 日 ・ 至 令和 年 月 日									
設置場所	江 別 市												
家屋区分	1. 一般住宅 2. 共同住宅 3. その他（建物名称）			戸数	F 棟 戸								
建築種別	1. 新設 2. 既設 3. 全改築 4. 増改築 5. 仮設その他		用途区分	1. 家事用 2. 家事用以外 3. 湯屋用 4. 臨時その他									
工事種別	給水装置	1. 新設 2. 全面改造 3. 簡易改造 4. 増改造 5. 臨時その他			臨給期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日							
	排水設備	1. 新設 2. 全改造 3. 水洗化 4. 増改造 5. 臨時 6. その他											
利害関係人承諾欄	土地所有者	住所氏名	給水管分岐	現住所氏名									
		住所氏名	通過土地	現住所氏名 承諾地番									
	家屋所有者	住所氏名	排水管接続へ	現住所氏名									
		住所氏名	通過土地	現住所氏名 承諾地番									
指定工事業者	住所	給水装置工事主任技術者	氏名										
	会社名	排水設備工事責任技術者	氏名										
	代表者	配水管施工技能者等	氏名										

承認、確認年月日	竣工検査年月日			審 査  検 査	参 事	主 査	主 査 付	料金担当	財 務 係	維持管理係			
					参 事	主 査	検 査 員	料金担当	財 務 係	維持管理係			
手 区 分 当 初 精 算 加 入 金	給 水	審査・検査	円	円	新 設（設置）		口 径 個 数	金 額	既 設		口 径 個 数	金 額	
		排 水	確 認	円			円	φ			円	φ	円
			検 査	円	円	φ	円	φ	円			計	円
	給水方式		1. 直結方式 2. その他				計		円	計		円	
			3. 受水槽方式 有効容量 ( m3)				差引金額		当初	円 精算		円	
排除方式	1. 分流式 2. 合流式 3. なし			雨水処理方法	1. 公共汚水樹 2. 公共雨水樹 3. 浸透樹 4. その他 5. なし A. 自社施工 B. 他社施工								
貸付区分	1. 自己資金 2. 貸付金		公共汚水樹	1. 有 2. 無	除害施設 阻集器	1. 有 ( ) 2. 無 ( )							
制限行為	許可年月日 令和 年 月 日	許可番号 第 号	下水道への 接続方法	1. 公共樹 2. その他 ( )									
確 認 事 項	<p>1. 給排水工事の施工に当たり、申請者がその装置、設備、土地及び家屋を所有しないとき、又は他人の給水管若しくは排水管から分岐・接続するときは、必ず利害関係人の承諾を受けてください。 ただし、民法第213条の2または第213条の3の適用がある場合は必要ありません。</p> <p>2. 後日、利害関係人その他の者から異議の申立てがあった場合は申請者の責任とし、当市はその責任を負いません。</p> <p>3. 給水装置・排水設備は、所有者又は使用者が維持管理し、これらに要する修繕の費用は、所有者又は使用者の負担です。</p> <p>4. 水道メータは、申請者の責任で管理していただきます。なお、破損、亡失等の損害額の弁償等一切の責任を負っていただきます。 水道メータの上には車両、物置等が載ることのないよう、検針、取替え（計量法により8年ごとに取替えを行います。）のしやすい状態にしてください。</p> <p>5. 市納付金の支払等について、指定工事業者に委任しない場合は、工事申請の際に申し出てください。</p> <p>6. 給水の加入金及び手数料については、江別市水道事業給水条例第30条及び第31条に基づいています。</p> <p>7. 排水の手数料については、江別市公共下水道条例第29条に基づいています。</p>												
	備 考	<p style="text-align: right;">付 近 見 取 図</p> <p>建築工事施工者：</p>											
	料金賦課の要否												
			給排水	上水	下水								
				要 否	要 否								
			料金										
			公道内給水管： 民地内給水管：										